

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年2月25日(金)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 宮 崎 正
教育長職務代理者 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
委 員 神 谷 紀 彦
委 員 鈴 木 重 治
- (職員)
学校教育部長 田 中 孝太郎
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 高 橋 宏 典
指導課長 石 野 政 史
教育総務課就学支援担当課長 大 西 敏 巳
教職員課採用管理担当課長 山 下 淳 一
指導課教育総合支援担当課長 石 川 博 則
- (事務局職員)
教育総務課総務グループ長 笹 ヶ 瀬 優
教育総務課主任 木 下 知 紗
- 4 傍聴者 3名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無
- 8 会議記録
(教育長) 令和4年2月25日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 3人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

ただし、報告ウ及び報告エについては、非公開で行うこととするがよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもって願います。

本日の会議録署名人は安田委員と田中委員のお二人に願います。

会期は本日限りである。

本日は、議案が1件、報告が4件ある。報告ウ及び報告エについては、非公開で行うため、予定するすべての議事の最後に審議する。

最初に、第5号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第5号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」説明する。本改正は職員の給与に関する改正のため、人事委員会に協議を行っている。案については事務局を通じて了解を得ているが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で、人事委員会の日程が本日の教育委員会開催後となっており、本日議決をいただけた場合、今後の人事委員会の議決後に規則公布を行うことになるため、ご承知おきいただきたい。それでは、資料に沿って説明する。資料の1ページから2ページまでに、議案として改正前後の対照表を記載しているが、改正内容の説明については、3ページの議案の説明資料に沿って説明する。「提案理由」は、へき地教育振興法に規定するへき地手当等について、同法施行規則に基づき指定の見直しを行ったため、その結果を反映するために規則の一部を改正するものである。次に「改正内容」について説明する。「(1) 指定の見直し調査について」である。へき地法施行規則において、おおむね6年ごとの調査を行い、へき地手当等の支給基準の見直しを行うことが規定されており、直近の見直しが平成28年4月に実施されているため、6年目の令和4年4月の見直しに向けた調査を実施し、その結果に基づいて規則改正案を作成したものである。なお、調査は、へき地法施行規則に定める基準に従い実施している。次に、「(2) 調査結果について」である。議案の1ページから2ページにかけて掲載している新旧対照表の別表第9をご覧ください。左側が現行のへき地学校の指定状況、右側が今回の調査に基づく令和4年4月からの指定状況である。路線バスの撤退や運

行本数の減少等の影響により、全体として指定級地が上がり、2級に指定される学校も出てきているところである。続いて、新旧対照表の第55条第2項をご覧いただきたい。この項では、へき地学校に準じる学校を指定している。改正前は犬居小学校が指定されていたが、今回の改正では横山小学校がへき地学校に準じる学校に指定された。横山小学校は、へき地学校からへき地学校に準じる学校へ指定変更となったが、同校に勤務する教職員数の増加が変更の主な要因である。3ページの議案の説明資料をご覧いただきたい。「(3)へき地手当等について」である。へき地教育振興法の規定により、へき地法施行規則に基づく調査により決定された、へき地学校及びへき地学校に準じる学校に勤務する教職員に、へき地手当及びへき地手当に準じる手当を支給することとされている。支給割合は、調査結果により指定された級地等に基づくものである。なお、へき地手当の額は、給料と扶養手当の額を合計した額に、指定された級地等ごとに定める割合を掛けた額となる。割合は、2級の場合12%、1級の場合8%、へき地学校に準じる学校の場合は4%となる。また、支給に際して算出されたへき地手当の額から地域手当の額を差し引いて支給する。へき地手当に準じる手当は、へき地学校等に勤務することとなった職員が、勤務のために住居を移転した場合に支払われる手当である。支給割合は、異動から5年までは4%、6年目は2%、7年目以降はなしである。この規則は、令和4年4月1日から施行するものである。なお、横山小学校に勤務する教職員について、現在へき地手当を受給している者のうち、施行日以後も引続いて同校に勤務することとなったものについては、現在の基準によるへき地手当の額を改正後も引続いて支給する経過措置を設ける。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 新旧対照表の別表第9の見方を教えていただきたい。

(教職員課長) 例えば、熊小学校は改正前は1級に指定されていたが、改正後は級が上がり2級となっている。へき地の度合いが進んだということである。横山小学校は改正前1級だったものが、改正後は級外の準じる学校になる。

(安田委員) 例えば犬居小学校は、改正前の表には入っていないが、改正後の表には入っている。横山小学校と同じ扱いということか。

(教職員課長) 横山小学校と同じではなく、犬居小学校は、現在準じる学校として指定されているが、今回の調査によって初めて別表に掲げる級地となったということである。

(安田委員) へき地の判定基準は何か。

(教職員課長) 施行規則で調査基準が詳細に定められている。主なものでは、一番近

くにある公共交通機関の停留所までの距離や総合病院、公共施設の有無等である。同じ山奥であっても、飯田線の沿線であれば級数は下がる。

(安田委員) 例えばバス停が廃止になったりすると、級数が上がるということか。

(教職員課長) その通りである。

(田中学校教育部長) 生活の不便さで級数が決まっている。

(教職員課長) 例えば引佐北部小中学校では、路線バスや近隣のスーパーマーケットの撤退があった。これらにより生活の不便さが助長されたと判断され、見直しの上、1級になったということである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

(報 告)

ア 令和4年度発達支援学級新設予定校について (教育総務課、指導課)

イ 「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」浜松市の結果(概要)について (指導課)

ウ 令和4年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制の基準について (教職員課)
※非公開

エ 令和4年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制基準日について (教職員課)
※非公開

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。

教育長

9 会議録署名人 安田委員

田中委員